

しんきんカードローン

2022年4月1日現在

商品名 (愛称)	ちゅうしん しんきんカードローン										
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">・年齢が満20歳以上65歳未満で、当金庫が定める審査基準を満たされる方・安定継続した収入がある方・当金庫が定める審査基準を満たされる方・一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方・当金庫の会員となる資格のある方 ①当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ②当金庫の地区内の事業所に勤務されている方 ③当金庫の地区内に事業所がある法人役員の方 上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員とすることができます。 なお、会員となっていたかなくとも、ご融資をさせていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫の本支店までお問い合わせください。										
お使いみち	<ul style="list-style-type: none">・ご自由(ただし、事業性資金は除きます)										
ご融資金額 (契約極度額)	<ul style="list-style-type: none">・10万円以上100万円以下(10万円単位)										
ご利用期間	<ul style="list-style-type: none">・3年(ご契約期限終了時に再審査させていただき、自動更新となります。ただし、満70歳以上となった場合、契約期限の更新はいたしません。)										
ご融資利率	<ul style="list-style-type: none">・当金庫所定の利率を適用させていただきます。										
お利息の計算方法	<ul style="list-style-type: none">・毎日の貸越最終残高について、付利単位を100円とした1年365日とする日割計算										
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none">・約定日前日の貸越金残高に応じて、下記の約定返済額を毎月10日(当金庫休業日の場合は翌営業日)に、ご指定の返済用口座から自動引落させていただきます。(定例返済) <table border="1"><thead><tr><th>約定返済日の前日の貸越金残高</th><th>約定返済額</th></tr></thead><tbody><tr><td>10万円以下</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>10万円超 30万円以下</td><td>5,000円</td></tr><tr><td>30万円超 50万円以下</td><td>10,000円</td></tr><tr><td>50万円超 100万円以下</td><td>20,000円</td></tr></tbody></table> <ul style="list-style-type: none">・また、当金庫ATMで随時ご返済もできます。	約定返済日の前日の貸越金残高	約定返済額	10万円以下	3,000円	10万円超 30万円以下	5,000円	30万円超 50万円以下	10,000円	50万円超 100万円以下	20,000円
約定返済日の前日の貸越金残高	約定返済額										
10万円以下	3,000円										
10万円超 30万円以下	5,000円										
30万円超 50万円以下	10,000円										
50万円超 100万円以下	20,000円										
保証人・担保	<ul style="list-style-type: none">・一般社団法人しんきん保証基金が保証しますので、保証人は必要ありません。										
保証料	<ul style="list-style-type: none">・保証料はご融資利率に含まれております。										
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none">・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または業務推進部(9時~17時、電話:052-913-1153)にお申出ください。・紛争解決措置 愛知県弁護士会(電話:052-203-1777)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務推進部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申出ください。またお客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記業務推進部または全国しんきん相談所にお問い合わせください。										
その他	<ul style="list-style-type: none">・当カードローンは、当金庫および信用金庫、銀行、信用組合、農協、労働金庫等提携金融機関のATM(現金自動預入支払機)でご利用できます。・審査の結果ご希望に沿えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。・現在のご融資利率につきましては、当金庫本支店までお問い合わせください。										

中日信用金庫